

制度活用に向けた県外先進組合 視察報告

滋賀県総務部市町振興課

本日お伝えしたいこと

1. 特定地域づくり事業協同組合制度について
2. 先進地視察報告（島根県邑南町・広島県安芸太田町）
3. まとめ

1. 特定地域づくり事業協同組合 制度について

特定地域づくり事業協同組合制度の概要

根拠法：地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令和2年6月4日施行）

人口急減地域の課題

- ・事業者単位で見ると年間を通じた仕事がない
 - ・安定的な雇用環境、一定の給与水準を確保できない
- ⇒人口流出の要因、Uターン・Iターンへの障害

特定地域づくり事業協同組合制度

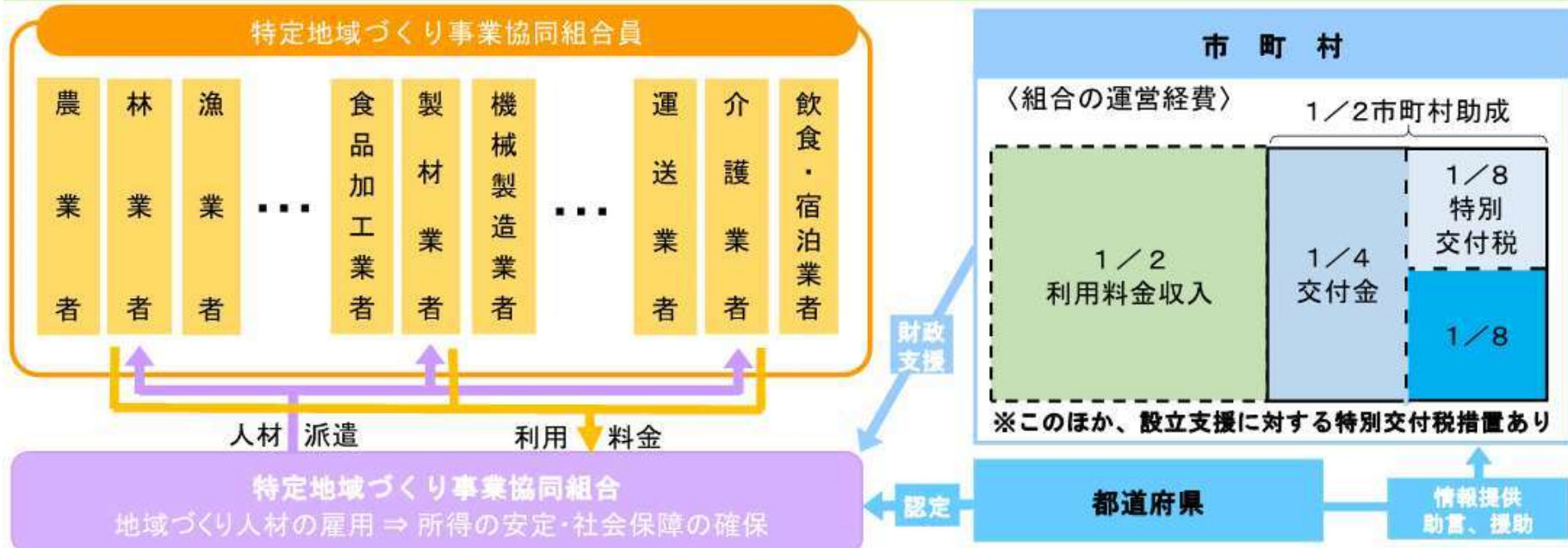
- ・地域の仕事を組み合わせて年間を通じた仕事を創出
 - ・組合で職員を雇用し事業者に派遣
(安定的な雇用環境、一定の給与水準を確保)
- ⇒地域の担い手を確保

人口急減法の概要

対象：人口規模・人口密度・事業所数等に照らし、人材確保に特に支援が必要な地区として知事が判断
※過疎地域に限られない

認定手続：事業協同組合の申請に基づき、都道府県知事が認定（10年更新制）

特例措置：労働者派遣法に基づく労働者派遣事業（無期雇用職員に限る）を届出で実施可能



特定地域づくり事業協同組合制度の概要

根拠法：地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令和2年6月4日施行）

人口急減地域の課題

- ・ 事業者単位で見ると年間を通じた仕事がない
 - ・ 安定的な雇用環境、一定の給与水準を確保できない
- ⇒人口流出の要因、Uターン・Iターンへの障害

特定地域づくり事業協同組合制度

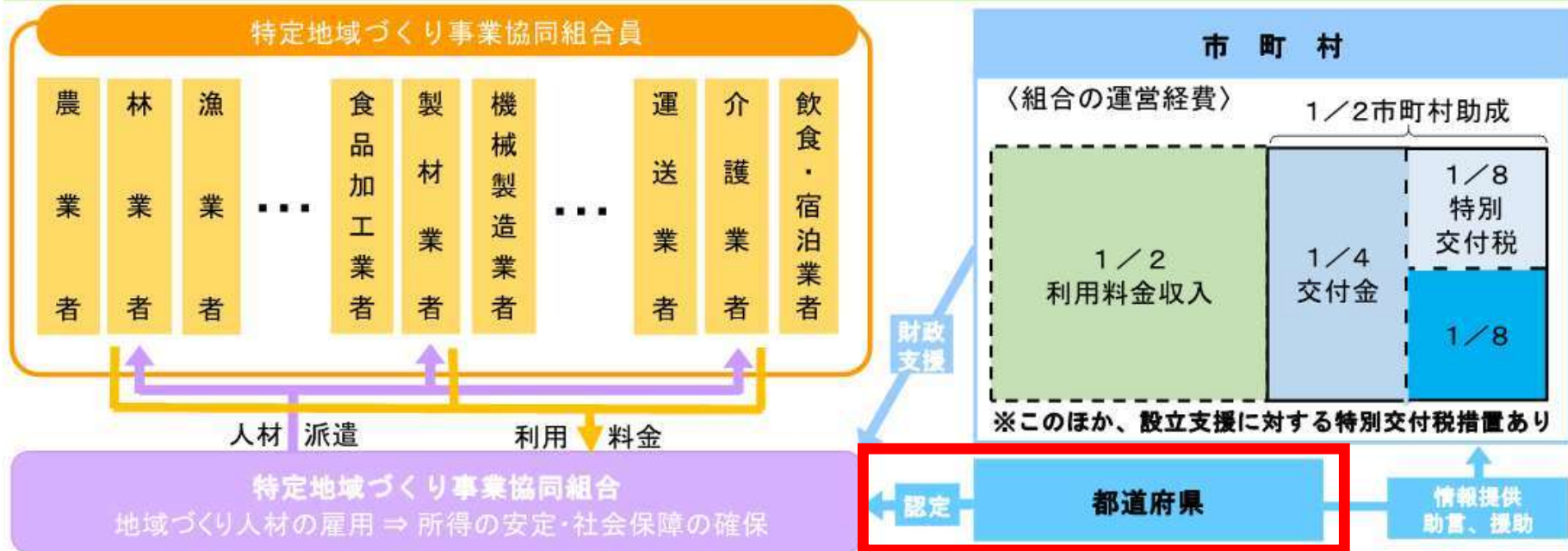
- ・ 地域の仕事を組み合わせて年間を通じた仕事を創出
 - ・ 組合で職員を雇用し事業者に派遣
(安定的な雇用環境、一定の給与水準を確保)
- ⇒地域の担い手を確保

人口急減法の概要

対象：人口規模・人口密度・事業所数等に照らし、人材確保に特に支援が必要な地区として知事が判断
※過疎地域に限られない

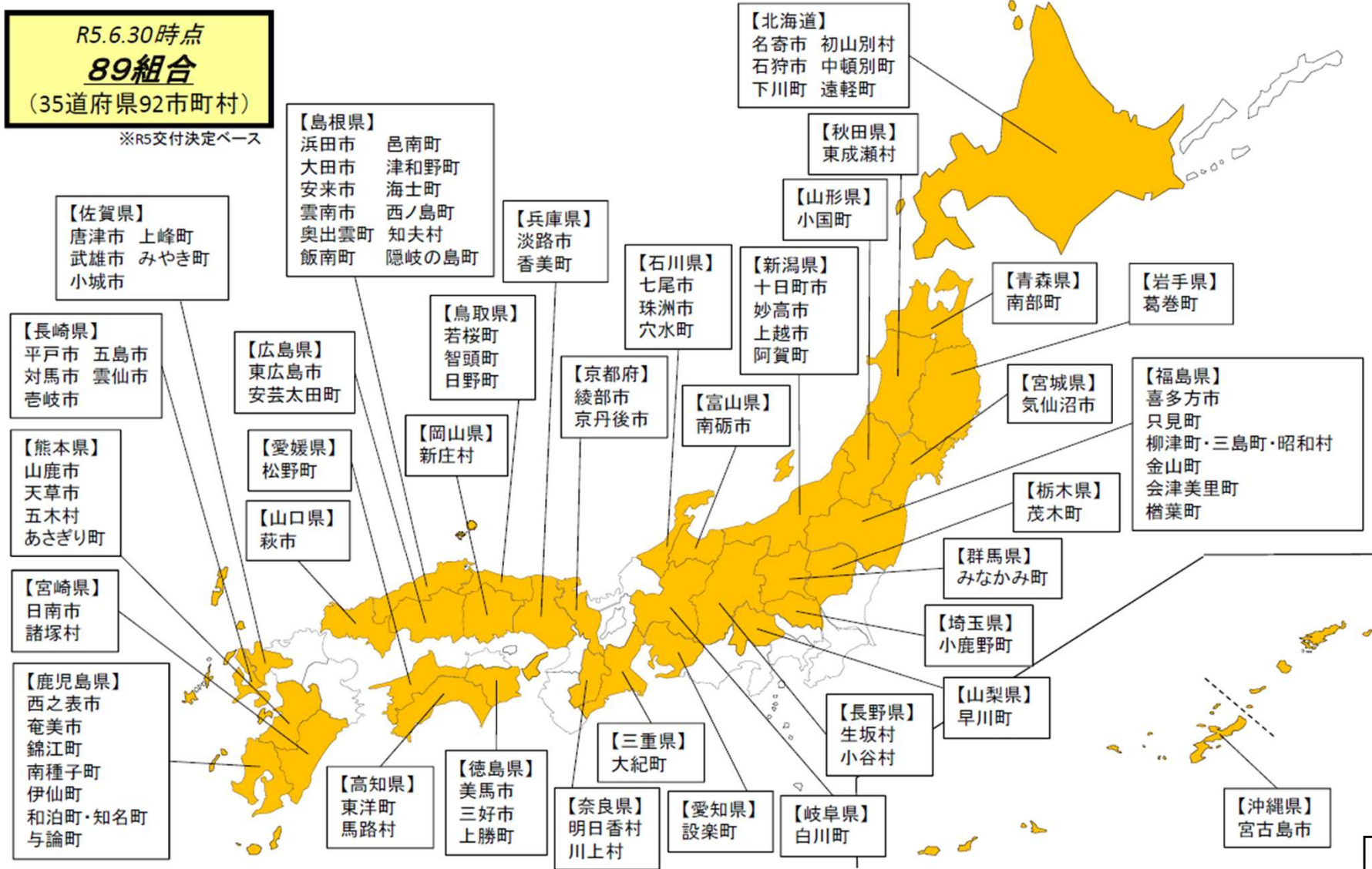
認定手続：事業協同組合の申請に基づき、都道府県知事が認定（10年更新制）

特例措置：労働者派遣法に基づく労働者派遣事業（無期雇用職員に限る）を届出で実施可能



特定地域づくり事業協同組合 都道府県別認定状況

R5.6.30時点
89組合
 (35道府県92市町村)
 ※R5交付決定ベース



出典：
 総務省HP

2. 先進地視察報告

(島根県邑南町・広島県安芸太田町)

1. 島根県邑南町

対象地域：島根県邑南町（しまねけんおおなんちょう）

過疎指定：あり（人口 9,784人*令和5年9月末現在）

組合名：おおなん地域づくり事業協同組合

認定年月日：令和4年3月25日

主な派遣先：農業、林業、飲料・たばこ・飼料製造業、家具・装備品製造業、
その他の生活関連サービス業



設立背景

- 制度開始以前より「半農半X」といった担い手確保に興味あり
- 町が中心となり、町民向けの説明会等を実施
- 地元選出国會議員からの制度周知

設立時の苦労点

- 労働局などへの届出事務
- **参画企業からの利用料の徴収割合の調整**
- 派遣先の受け入れ体制希望とスタッフの就業希望内容との調整

設立メリット

- 人件費の抑制（従業員を自社雇用するよりは負担が少ない）
- **繁忙期の人材確保**

今後の課題

- **スタッフの昇給に伴う利用料の上昇リスク**
- 冬場の派遣先の確保

2. 広島県安芸太田町

対象地域：広島県安芸太田町（ひろしまけんあきおおたちょう）

過疎指定：あり（人口 5,586人 *令和5年9月末現在）

組合名：あきおおた未来創造協同組合

認定年月日：令和5年4月27日

主な派遣先：農業法人やスキー場運営会社、飲食業等の7事業者



設立背景

- 人材のシェアの取組はあったが、制度化できていなかった
- 町議会からの後押しを受けて、町が声掛け
- 移住希望者の働く場所不足

設立時の苦労点

- **事務局長の選定**
- 可能な業務の制約（建設業に該当するものは従事不可）
- 設立に際する専門的な領域の知見・スタッフ不足

設立メリット

- 人材シェアの取組の制度化（持続可能性の向上）
- 移住希望者の受け入れ先の確保（定着に向けた支援の一環）
- **農業など、ノウハウが必要な分野の担い手育成支援への活用**

今後の課題

- スタッフ給与の向上に向けた取組（人集め）
- **出口戦略の検討（スタッフの将来的な受入先や自立支援）**

3. まとめ

- 特定地域づくり事業協同組合制度は、「過疎地域だけの制度」ではない。
- 将来的な担い手確保や繁忙期の人材確保に有効。
- 「1/2」だけを負担するわけではない（事務局経費を忘れずに！）。
- 受け入れて終わり、ではなく将来像（出口戦略）の検討を！
- 自治体と企業（組合）との意思疎通が重要！まずはご相談を。

【ご相談や疑問点等ございましたらいつでもご連絡ください】

滋賀県総務部市町振興課 地域戦略支援係 担当：森

TEL：077-528-3231

MAIL：bh0001@pref.shiga.lg.jp

ご清聴ありがとうございました

